



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月21日

豊田市長 殿

提出者

住 所 名古屋市東区泉2-27-14

氏 名 西松建設株式会社中部支店

支店長 山下 英光

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-931-8471

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西松建設株式会社 中部支店
事業場の所在地	豊田市河合町7-51
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 総合建設業
②事業の規模	1,648,000万円 （令和5年度 完成工事高）
③従業員数	132人 （令和6年3月末 時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・簡易梱包、無梱包を推進する。 ・工場加工、代替型枠材の採用の検討。 ・自ら利用、個別指定制度利用の促進及び発注者への提言による廃棄物の削減。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も現状の取り組みを維持する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートがら、アスコンがら、木くず、金属くず、紙くず（ダンボール）、廃石膏ボード等現場の状況に応じ分別して保管し、再生業者に搬出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も現状の取り組みを維持する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施する予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施する予定無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施する予定無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用に取り組んでいる業者に中間処理を委託している。 ・「産業廃棄物委託処理基準」に則り委託業者を選定し、委託契約前には処理施設を点検し書面による委託契約を締結している。 ・施工部門の職員を対象に、毎年定期的に産廃に関する教育を実施し、廃棄物処理法の遵守等を徹底している。		

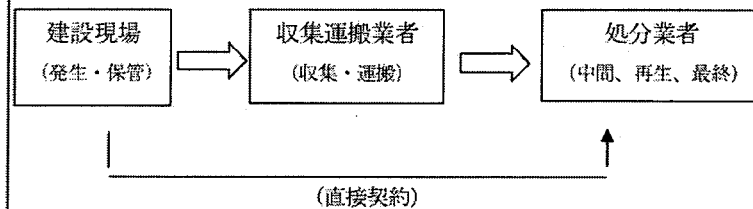
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用に取り組んでいる業者に中間処理を委託している。 ・優良認定業者への委託を推進する。 ・電子マニフェスト対応業者を優先的に選定する。 ・委託処理業者へは定期的に処理状況を点検する。 ・社内外の多くのステークホルダーの皆様に対して環境関連情報などを 開示するために「サステナビリティ レポート」を作成し、当社HPの 掲載します。(年1回発行) http://www.nishimatsu.co.jp/csr		
※事務処理欄			

備考

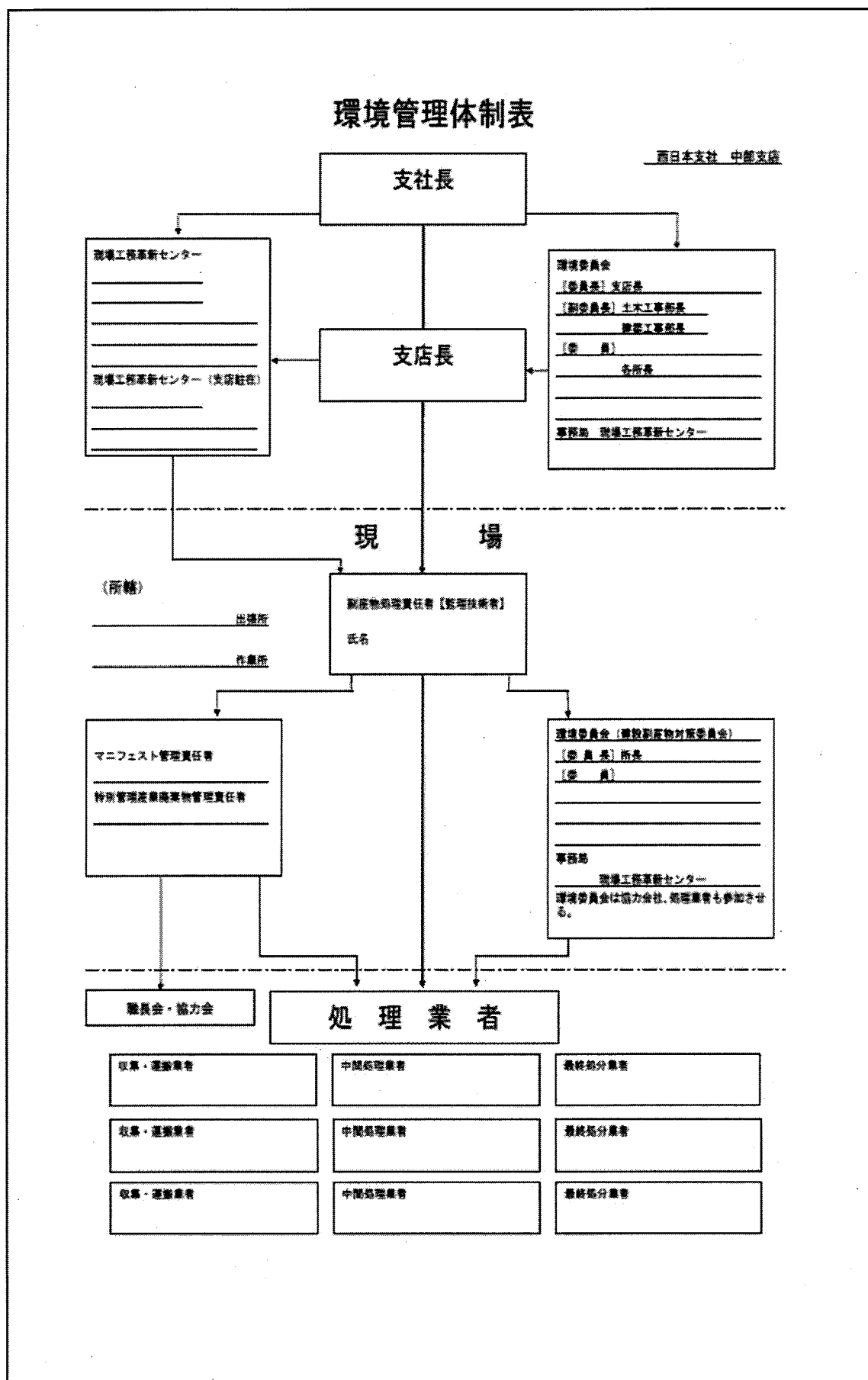
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

建設工事（解体工事を含む）により生じる産業廃棄物は、許可を受けた収集運搬業者、処分業者に処理を委託する。処分業者により処理（再生）される。



別添 2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行なった(行う)量	自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量	処理の委託											
	排 出 量			自ら熱回収を行なった(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量			全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
	現状	計画		現状	計画	現状	計画		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	6,018.20	5,416.38	—	—	—	—	—	—	—	—	6,018.20	5,416.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃油	4.16	3.74	—	—	—	—	—	—	—	—	4.16	3.74	4.16	3.74	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	17.33	15.60	—	—	—	—	—	—	—	—	17.33	15.60	17.33	15.60	17.33	15.60	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	8.10	7.29	—	—	—	—	—	—	—	—	8.10	7.29	8.10	7.29	8.10	7.29	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	41.59	37.43	—	—	—	—	—	—	—	—	41.59	37.43	41.59	37.43	15.13	13.62	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	8.88	7.99	—	—	—	—	—	—	—	—	8.88	7.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	15.66	14.09	—	—	—	—	—	—	—	—	15.66	14.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	5.07	4.56	—	—	—	—	—	—	—	—	5.07	4.56	5.07	4.56	5.07	4.56	0.00	0.00	0.00	0.00
																			</	